

平成28年12月8日、平成29年度税制改正大綱（以下、大綱）が公表された。本稿では、大綱のうち、FPの方々の関心が高いと思われる金融・証券関係の改正項目に絞って解説する。

金融・証券税制

(1) 積立NISAの創設

現在、平成26年に開始したNISA（現行NISA）に加え、ジュニアNISAが設けられている。大綱では、平成30年から年間40万円までの金融商品について、最長20年間の非課税が受けられる「積立NISA」を創設するとされた（図表1、2）。

積立NISAの投資対象商品は、公募株式投資信託またはETFのうちで、「累積投資に適した商品性を有するもの」の条件を満たす商品に限定される。大綱では、①信託契約期間について、期間が定められていないか、20年以上であること、②収益分配方法について、信託の計

算期間ごとに分配され、非毎月分配型であること、③信託財産の運用について、複数銘柄へ分散投資され、原則としてデリバティブ取引への投資をしないこと、の3つの条件が示されており、最終的な条件は法令等により示されるものと考えられる。

また、投資方法も、あらかじめ口座に累積投資勘定を設定し、その業者との間で買付けの契約（非課税累積投資契約）をしており、公募株式投資信託・ETFの受益権を定期・継続的に買付けける方法に限定されている。

(2) 現行NISA・ジュニアNISAの拡充

現行NISAでは、非課税期間が終了した後、原則として非課税口座で保有している金融商品は課税口座に払い出されるが、口座開設者が希望した場合は翌年の投資枠にロールオーバーして引き続き非課税保有ができる。このロールオーバーの上限額は、年間投資上限額（120万円）までである。非課税期間終了時、金融商品の時価が120万円超だと、ロールオーバーをするためには、120万円以内に調整する手続きが必要となる。このため、非課税期間満了に伴うロールオーバーが発生する平成30年以後、金融機関の事務負担が大きくなるとみられていた。

大綱では、この上限額を撤廃し、全額をロールオーバーできることとされた。例えば、平成26年に新規投資した100万円が5年後の30年末に200万円に上がっていた場合でも、200万円全額を平成31年の非課税管理勘定にロールオーバーし、非課税で保有できることになる。ジュニアNISAも同様に全額ロールオーバーできることとされた。

(3) 上場株式等の配当課税方式

上場株式等の配当所得等について、現行でも住民税の課税方式は所得税と異なる方式を選択できることが明確化された。

例えば、「所得税は総合課税、住民税は申告分離課税（5%）」といった選択ができ、住民税を総合課税（10%）とするより、最大5%の税負担軽減が図れる。

相続・贈与税制

(1) 上場株式等の物納順位の見直し

相続税を物納する際、その財

産には優先順位があり、先順位の物があるときに後順位の物を納付することは原則できない。大綱では、上場株式等の物納順位を見直すこととされた。具

体的には、上場株式、上場社債、公募公社債投資信託、公募株式投資信託、ETF等の受益証券が、現行の第2順位から国債などと同等の第1順位に引き上げられる。

また、従来物納できなかつた上場REIT等も、第1順位の物納財産とするとされている。

(2) 非上場株式の評価の見直し

相続税・贈与税の課税の際、非上場株式などの取引相場のない株式は、発行会社の規模に応じて、類似業種比準方式、純資産価額方式、併用方式のいずれかの方法で評価される。類似業種比準方式では、類似業種を営む上場企業の株価などを参照して計算す

図表1 積立NISAと現行NISAの比較

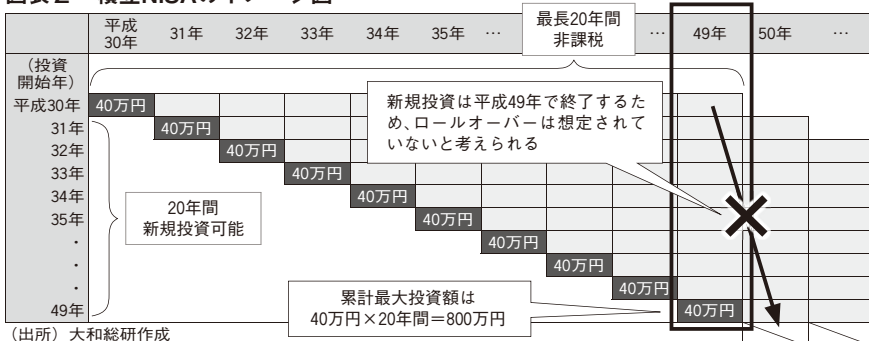
	現行NISA	積立NISA
制度の趣旨	個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図る	NISAのさらなる普及のため、資産形成が必要な世代の利用を促進する
口座を開設できる者	その年の1月1日において20歳以上の居住者等	現行NISAと同じ
非課税新規投資枠(年)	120万円(平成27年以前は100万円、ロールオーバー※1可)	40万円
投資可能期間	10年間(平成26年～35年)※2	20年間(平成30年～49年)
非課税期間	最長5年間(ロールオーバー※1可)	最長20年間※5
累計最大投資額	600万円	800万円
投資対象商品	上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、ETNなど※3	公募株式投資信託・ETFなどで以下の条件を満たすもの ①信託契約期間…期間が定められていないか、20年以上であること ②収益分配方法…信託の計算期間ごとに分配され、非毎月分配型であること ③信託財産の運用…複数銘柄へ分散投資され、原則としてデリバティブ取引への投資をしないこと※6
投資方法	自由	あらかじめ非課税累積投資契約を結び、受益権を定期・継続的に買い付ける
購入した商品の売却	自由	自由
制度終了時の扱い	新規投資は平成35年まで、NISA口座での商品の保有は平成39年までで終了※1	新規投資は平成49年まで、NISA口座での商品の保有は平成68年までで終了※5
他のNISAとの併用	積立NISAとの選択制(年ごと)※4	現行NISAとの選択制(年ごと)

(注) 下線部分は、要望時と比較して変更された内容。

- ※1 ロールオーバーとは、非課税管理勘定で保有している金融商品について、他の年分の非課税管理勘定に移管することをいう。移管した金融商品について、非課税期間が延長できる。
- ※2 要望では現行NISAの投資可能期間の恒久化も挙げられていたが、今回は措置されていない。
- ※3 特定公社債、公募公社債投資信託は不可。
- ※4 ただし、現行NISAから積立NISAへのロールオーバーは認められないものと思われる。
- ※5 制度初年度の投資の非課税期間満了となる平成49年に新規投資可能期間が終了するため、ロールオーバーは想定されていないものと思われる。
- ※6 ヘッジ目的のデリバティブなどは許容されると思われる。

(出所) 大綱および現行法令に基づき大和総研作成

図表2 積立NISAのイメージ図



(出所) 大和総研作成

シンクタンク研究員による

読み解き！最新制度

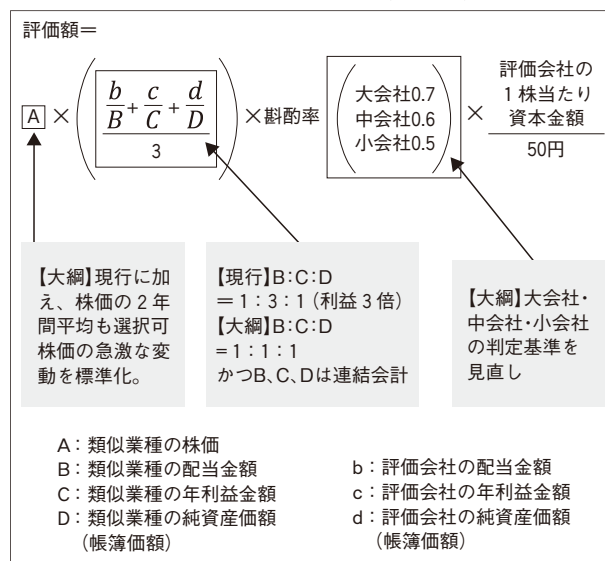
Vol.23

平成29年度税制改正大綱を発表 ——金融・証券関係の主な改正項目

るため、上場株式の株価が上昇すると評価額も高くなる。中小企業にとっては、業績に大きな変化のない状況でも株価が想定外に高く評価されることもあるため、円滑な事業承継を阻害する要因になると指摘されており、計算式を見直すこととされた(図表3)。

(3)非居住者の国外財産課税の見直し(図表4)

図表3 類似業種比準方式の計算式(改正案)



(出所)大綱および経済産業省「平成29年度 経済産業関係 税制改正について」に基づき大和総研作成

現行の相続税・贈与税の税制では、相続等の開始時に被相続人・贈与者(被相続人等)または相続人・受遺者・受贈者(相続人等)のいずれかが日本国内に住所を有していれば、日本国籍の有無に関係なく、国外財産にも相続税等が課税される。

そのため、外国人が企業内転勤等で日本に単身赴任しているなど、日本との繋がりが薄いと

図表4 国外財産の課税範囲(改正案)

被相続人・贈与者	相続人・受遺者・受贈者	国内に居住	国外に居住		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			10年以内に国内に住所あり	左記以外	
国内に居住		○	○	○	○
国外に居住	10年以内に国内に住所あり	○	○	○	○ ※2
	上記以外	○	○	×	×

(注1) ○は国外財産に課税されること、×は国外財産に課税されないことを示す。

(注2) 改正はいずれも平成29年4月1日以後の相続・贈与から適用される。

※1 ○であっても、被相続人等および相続人等が、一定の在留資格(外国の大使、高度専門職など出入国管理および難民認定法別表第一の在留資格)による一時的滞在(国内に住所を有している期間が、相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在)の場合は課税されない。

※2 被相続人・贈与者が日本国籍を有せず、かつ滞りが一時的滞りであった場合は課税されない。

(出所)大綱および経済産業省「平成29年度 経済産業関係 税制改正について」に基づき大和総研作成

いえる場合でも、その滞在中に本人または親族が死亡した場合には国外財産に課税されてしまう。これが日本への移住を阻害していると指摘されていた。

大綱では、①被相続人等および相続人等が一定の在留資格

に拡大された。

また、③国外に居住する相続人等が日本国籍を有しておらず、被相続人等が相続開始前10年以内に国内に住所を有していた場合は、原則として国外財産に課税されることとされた。



小林章子 ● こばやし・あきこ
大和総研研究員 弁護士
金融商品取引法・会社法のほか、金融証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務(いずれも共著、大和証券刊)」。